資料３

2026 年春季労使交渉に向けた経団連の基本的な考え方

2025 年 11 月 25 日
一般社団法人 日本経済団体連合会
会長　筒井　義信

- 2026 年春季労使交渉において、経団連・企業は社会的責務として、ベースアップ実施の検討を「賃金交渉のスタンダード」と位置付けて取り組み。

- 賃金引上げの力強いモメンタムの「さらなる定着」により、適度な物価上昇の下、実質賃金の安定的なプラス化の実現に貢献。

- 経営者のマインドセットを変え、設備投資・研究開発投資・人的投資としての賃金引上げをバランスよく促進。

- 労働生産性向上による賃金引上げ原資の安定的な確保には「労働移動の積極的な推進」と「柔軟で自律的な働き方の実現」、とりわけ「裁量労働制の拡充」※が重要。

- 政府の「継続的に賃上げできる環境整備」に期待。

以　上

※ 裁量労働制の適用労働者の割合が 1.6%（厚生労働省調査）にとどまる中、裁量労働制が適用されていないホワイトカラー労働者の 33.0%（経団連調査）がその適用を希望。